



社会福祉士新カリキュラムにおける刑事司法の拡充
からみた福祉の独立性：
ソーシャルワーク教育・社会福祉教育の曲がり角

メタデータ	言語: Japanese 出版者: 日本ソーシャルワーカー協会 公開日: 2023-07-25 キーワード (Ja): 刑事司法, 教育, ソーシャルワーク キーワード (En): 作成者: 大西, 次郎 メールアドレス: 所属:
URL	http://hdl.handle.net/10466/0002000019

社会福祉士新カリキュラムにおける 刑事司法の拡充からみた福祉の独立性 ーソーシャルワーク教育・社会福祉教育の曲がり角ー

大阪公立大学大学院生活科学研究科 総合福祉・臨床心理学分野 大西次郎

社会福祉士養成教育の新カリキュラムにおいて「刑事司法と福祉」が拡充・必修化された。刑事司法は犯罪と再犯の防止に主目的を置き、ウェルビーイングを目指す福祉とは理念を違える。双方の連携で求められるのは「ソーシャルワーク機能」である。ソーシャルポリシーへの着眼が、さらに職能団体によるジェネリックソーシャルワーク教育が、「ソーシャルワーカーによるソーシャルワーク機能」の明確化につながる。いわば「刑事司法と福祉の連携」はソーシャルワーク教育・社会福祉教育の再確認を促す里程碑の役目を果たしている。

以上を論じるため社会福祉学のタコ型構造を示し、公共政策の介在のもと刑法学との間に交わされる相互作用を「法曹・刑務官らによるソーシャルワーク機能」「修復的司法」「治療的司法」「(社会福祉学の)コア」から分析した。福祉の再犯防止は結果であって目的ではない。刑事司法と福祉の異同の理解が、各々の独立性に基づき果たされてこそ連携は実を結ぶ。

キーワード：刑事司法、教育、ソーシャルワーク

第1章 社会福祉士新カリキュラムにおける刑事司法の拡充

2021年4月から始まった社会福祉士養成教育の新カリキュラムにおいて、「刑事司法と福祉」の科目が従来の「更生保護制度」を拡充する形により必修化された。この科目は元となる「更生保護制度」、すなわち社会福祉士に関する科目を定める省令(2008年3月)で公にされ、2009年4月から「就労支援サービス」「権利擁護と成年後見制度」を含む3科目中1科目の選択必修として設けられていた15時間の科目を、30時間・必修に再編させることで生まれた。

振り返ると「更生保護制度」は、更生保護法の制定(2007年6月)に続いて社会福祉士教育に組み入れられた科目であった。同法は、おもに2004年11月から2005年5月にかけて発生した3件の重大再犯事件を契機とする法整備であり、重点的に対応すべき

事項として触法行為を繰り返す高齢者や知的障害者の存在をあげ(水藤2015: 276)、再犯防止を目的に「刑事司法と福祉の連携」を打ち出していた。

この「更生保護制度」の新設に際しては、更生保護を福祉的ネットから排除された、犯罪や非行に走った人の社会復帰支援として福祉政策へと近付けるか、それとも刑事司法の一環として再犯防止と社会防衛を目的とする刑事政策へと近付けるかが根本的な選択(土井2014: 70)とされた。

そうしたマクロな政策レベルの論点に対し、これまでの社会福祉士養成教育においては、古川(2004: 254-255)が「ソーシャルポリシーとソーシャルワーク」と掲げて「政策論あるいはソーシャルポリシー論の領域において独自性や固有性を主張してみても、なかなかアカデミック・コミュニティや関係者の認知を得られない」と問題提起し、また黒木ら(2004:

185)が社会福祉士の「国家資格化によって…ソーシャルアクションや社会改革への提言が試験制度のなかで明らかに軽視された」と述べるように、どちらかというミクロレベルの実践に焦点があたってきた(白澤ら2019: 15)。

しかし、ソーシャルワーク専門職のグローバル定義(2014年7月)において、個人のエンパワメントから社会変革までをソーシャルワークは含むと確かめられ、「ミクロからメゾ、マクロレベルでの実践が展開されなければならない」(空閑2021: 9)との認識から、新カリキュラムでは「相談援助」の表記がすべて「ソーシャルワーク」にあらためられた。

昨今に限らず「固有性や独自性をソーシャルワークの領域において主張する試みは、結果的に後ろ向きの議論」(古川2004: 255)と捉える向きは少なかつた。そうしたなかで「政策論あるいはソーシャルポリシー論」への巻き戻しにもうつる、法・制度や社会防衛に直結した刑事司法との連携を打ち出す新カリキュラムは注目される。

第2章 ソーシャルワーク教育・社会福祉教育の曲がり角

とはいえ、日本社会福祉士会がかねて「『福祉』の領域が、非行・犯罪のあるものを自らの支援対象から除外してきた歴史的経緯」(日本社会福祉士会2009: 150)を振り返るように、刑事司法と福祉の円滑な連携は必ずしも容易でないことが予想される。刑事司法は犯罪ならびに再犯の防止に主要な目的を置き、クライアントのウェルビーイングを目指す福祉とは理念を違えるからである。

したがって、福祉サイドから「福祉が司法化することなく、きちんとソーシャルワークの専門性を保証でき、そのうえで職域を拡大するのが重要」(今福ら2018: 267)と表明されるのは当然といえよう。さらに、問題はこうした“福祉の独立性”だけでなく、社会福祉士の“ソーシャルワーカーとし

ての独立性”にも及んでいる。なぜなら、ソーシャルワークはソーシャルワーカーだけの独占業務ではないからである。

以前から、ソーシャルワークを専門に扱うソーシャルワーカーと、技術の引き出しの一つにソーシャルワークを持つ他職種において同時にソーシャルワークが行使される(米本2000: 345)状況があった。そうした様相は、近年でも「地域共生社会の実現のためにはソーシャルワーク機能が必要とはいわれているものの、ソーシャルワーカーが必要という議論には達していない」(白澤ら2019: 17)と表現される。つまり「ソーシャルワーカーによるソーシャルワーク機能」と、「他職種者によるソーシャルワーク機能」の違いは何か、という点(第8章で回答する)から、ソーシャルワーク教育・社会福祉教育はその内実を明らかにすることを迫られているといえよう。

ここで筆者は「刑事司法と福祉の連携」が、ソーシャルワークのみならずソーシャルポリシーを含む、社会福祉教育の再確認を促す里程標の役目を果たしていると訴えたい。すなわち立ち止まり、未来に向けて見まわすべき曲がり角、「ソーシャルワーク教育・社会福祉教育の曲がり角」にきたと考えるのである。昨今は、社会福祉学の構造のなかでソーシャルワークとソーシャルポリシー双方を評する所作は下火である。しかし、ソーシャルワーク教育におけるソーシャルポリシーへの着眼が、さらに職能団体によるジェネリックソーシャルワーク教育が、「ソーシャルワーカーによるソーシャルワーク機能」の明確化につながると筆者は思量する。

これらを論じるため社会福祉学の構造の目安となる俯瞰図を示し、「刑事司法と福祉の連携」をそのなかに位置付けて、とくに再犯防止概念がソーシャルワーク教育・社会福祉教育の再確認を意識させる現況を明らかにするべく試みたい。

方法は公開された文献に基づく原理論研究である。引用に際しては、「福祉と刑事司法との関係につい

ての議論というのは、実は古くて新しいテーマである」(掛川2017: 11)とされる経緯に配慮した。例えば、日本犯罪学会会刊の『犯罪社会学研究』では2014年に「刑事司法と福祉の連携の在り方」と題した特集が(1997年には「司法と福祉」、1981年には「司法・福祉・教育」が)組まれている。公益財団法人矯正協会の月刊誌『刑政』でも、2008年7月の冒頭論文「高齢受刑者の処遇について」に続き、8月には「知的障害を持つ被収容者の処遇」と題した特集が生まれ、それ以降も関心が維持されてきた。いわば、議論の深まりは福祉サイドの外部で先んじていたのである。

福祉の側でも日本司法福祉学会が2000年11月に創設され、第20回大会(2019年8月)では「ソーシャルワークとしての司法福祉実践」をテーマに掲げている。これらの特集や大会企画を起点とし、そこでの検討や後日の展開を参照することで史料の選択とした。なお、本稿における「刑事司法」には更生保護や矯正(刑務所等)の領域を含めている。

第3章 社会福祉学のタコ型構造

社会福祉学の構造を示すためには、まずそのなかでソーシャルワークの占める範囲が必ずしも定かでないというハードルを越える必要がある。かねてより「社会福祉の共通理解が失われている…ソーシャルワークと同義に捉えるべきなのか…福祉政策と福祉実践を含むものなのか…福祉政策を中心としたものにシフトすべきなのか」(岩崎2008: 131)とされるからである。例えば最も広義なソーシャルワークは、杉野(2011: 14-15)による「ソーシャルワークにおける『制度』とは、『制度づくり』という『実践』であり、『政策』とは特定の理念を社会的に啓蒙していく『実践』であったといえる…『制度・政策』と『援助技術』のいずれもが『社会福祉実践』としてのソーシャルワークだ」とする立場であろう。

一方で「『制度・政策』と『援助技術』は、いわ

ゆる政策論と技術論に代表されるように、社会福祉事業本質論争の前後から討議の題目であった。2002年、星野(2002: 75)は「『社会福祉学』は…明確に『社会政策』と『ソーシャルワーク』に分割」すべきと主張して議論を巻き起こした。逆に冒頭の古川(2001: 91)は「両者は必然的に結び付いていなければならないはずである。しかし、その結び付き方がいまだ十分に解明されているとはいえない」とし、さらに京極(1990: 286)は、両者の内在的な関係を研究課題とする福祉経営学を構想した。

本稿では俯瞰図の作成に際して学徒の理解の大勢と思われる岩田ら(2003: 58-59)の立場、すなわち「古川論文と星野論文…は政策とソーシャルワークという2つの領域に関わっている点で、2人の間には共通点がみられるが、むしろ違いの方が目立つ…政策と実践は援助活動を構成する不可欠な切り離し難い要素である…古川氏の主張はこの延長線上に位置し、より説得力がある」に依拠し、なおかつ福祉経営学に関しては、やはり古川(1994: 147)の「政策過程の最先端部分を取り扱う領域であって、その成立が政策過程と援助過程との内在的・理論的統合の実現をもたらすことにはならない」より、政策側に含めて考える。

なお、政策とは問題の解決のために示される一般的な指針や方針を指す(武川2011: 157)。通常“政策立案”“制度利用”と呼び、逆は言わないように、こうした政策に基づいて策定される問題解決のプログラムを本稿では制度とする。

ただし「ソーシャルポリシー」と「政策」は、古川ら社会福祉の立場においてほぼ同義ものの、あくまでソーシャルワークと組み合わせられた社会福祉学の構成概念であることに注意したい。なぜなら、本来ソーシャルポリシーは、「政府の政策」を意味する公共政策のうちの一つとしての、社会政策を指す語だからである(武川2011: 157)。

よって、前者(古川)と区別するため、後者のソー

シャルポリシー（武川）をとくに社会政策と記す。この場合ソーシャルポリシーは、社会政策のうちソーシャルワークに向き合う部分—非貨幣手段によって、本人や家族等の状況に応じて内容や支給量が調整される（対人）社会福祉サービス—を切り取っている（社会政策≡ソーシャルポリシー）。以上から、社会福祉学をソーシャルポリシーとソーシャルワーク、ならびに両者の「結び付き」古川（2001: 91）からなるとする。「結び付き」を可視化するため“コア”と称し、下で図中に示す。

次いで社会福祉学に、ソーシャルワークの側から近年の段階で、一定の体系を示すのが日本学術会議（2008: 11）による「資格マトリックス」である（2011年（2011: 17）にも一部を修正し再掲）。そこでは「ス

ペシフィックを活動の領域や機能によって分化させる方向を求める用語として、ジェネリックを活動や機能による分化の前提ないし基盤となる共通部分の確立を求める用語として用いる」（2011: 16）とし、ソーシャルワーク専門職の基礎資格に社会福祉士（ジェネリック）を置いて、また領域別に医療、高齢者、障害者、児童家庭、スクールほかのソーシャルワーカー（スペシフィック）を配している。そのうえで「ソーシャルワークの機能の中で重要と考えられる機能に特化」した「権利擁護対応、退院退所対応、虐待対応、就労支援ソーシャルワーカー」（2008: 11, 2011: 17）を交差させている。ここまできちんと、社会福祉学の全体を俯瞰するタコ（夙・蛸）型構造として図1に示す（大西2017: 69より改変）。

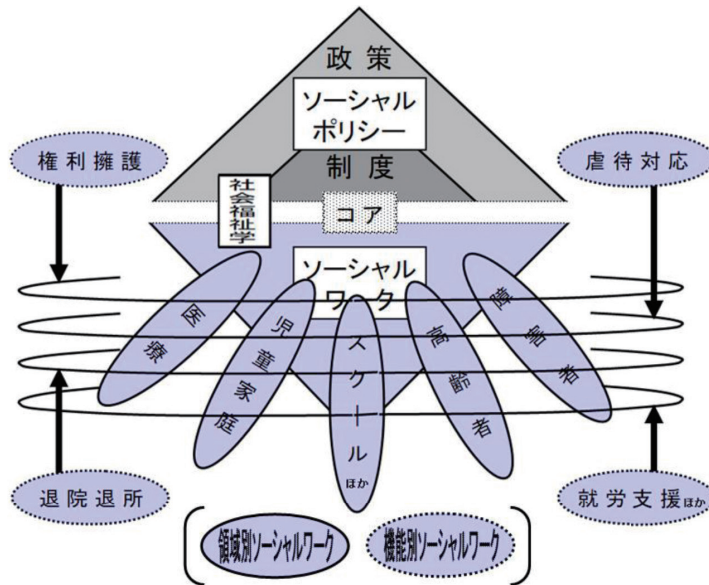


図1 社会福祉学のタコ型構造（筆者作成・改変）

ソーシャルワーカーはジェネリックソーシャルワーク¹⁾を基盤として（図2左）、それぞれのスペシフィックな領域において他職種との対等な「連携」（双方向型の矢印で表記）に努めている（図2右）。

一方で、ソーシャルポリシーでなく社会政策からみれば、向き合う相手はソーシャルワークに限らない。政府の政策が多岐に渡るからである。政策全体は公共政策と呼ばれ、秩序政策、社会政策、経済政

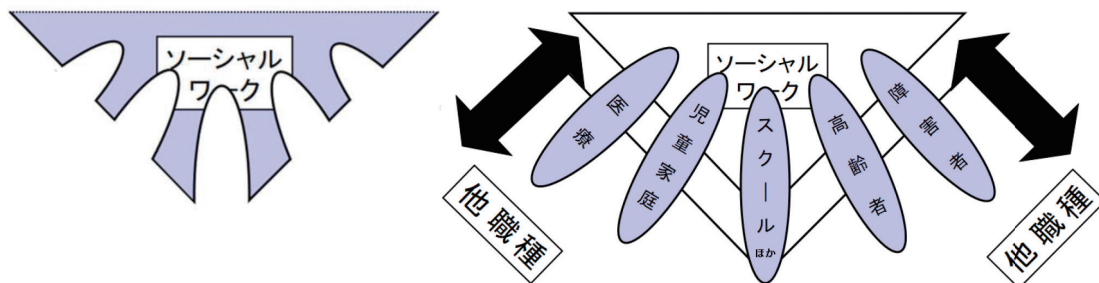


図2 ジェネリック（左）およびスペシフィック（右）ソーシャルワーク（筆者作成）

策の3つに分かれる。これらは相乗効果を持ちつつつながっている。秩序政策には警察、国防、司法などが含まれる（武川2011: 154）。「刑事司法と福祉の連携」と再犯防止概念は、秩序政策の一翼を少なからず担っているといえよう。

すると秩序政策とつながった、高齢者や知的障害者にかかわるソーシャルワーカーの活動は、対象領域および「刑事司法との連携」から図3のように表

される。図中の判例・学説は処罰の根拠たる法源にはならないが、法令解釈に活かされるとの位置付けである。警察（官）、法曹（裁判官、検察官、弁護士）、刑務（官）、裁判員（制度）を「刑法の担い手」として「刑法の意義」たる成文化された法・判例と並置するのは中山（2010: vii-viii）に準ずる。ソーシャルポリシーと秩序政策の間の「右向き矢印」「左向き矢印」については後述（第5、7、8章）する。

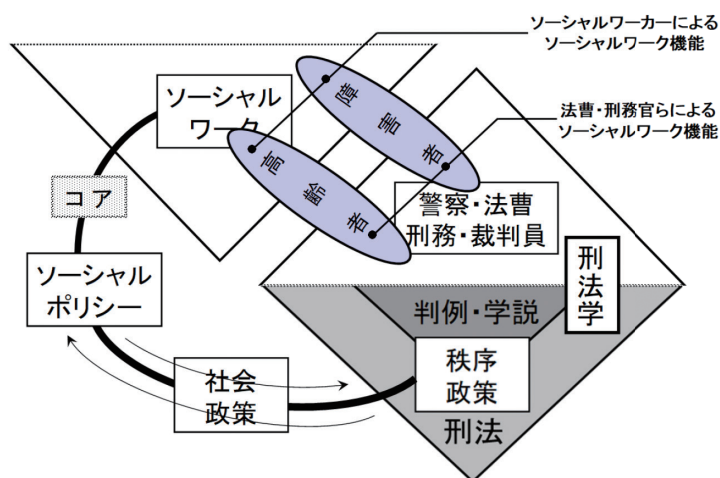


図3 再犯防止のスペシフィックソーシャルワーク（筆者作成）

ここで注意すべきは、刑法学において、社会福祉学の“コア”に相当した「結び付き」（古川2001: 91）に関する議論がみられないことである。一方で、杉野（2011: 4）は「社会福祉学によく似た応用科

学として…看護学や教育学をあげることができるが、いずれの研究対象もそれぞれ看護師や教師の実践であり、その内容と範囲は自明」とし、行動の根拠となる政策と、現場の実践の「結び付き」を論じる社

会福祉学の独特さを指摘する。のちほど第8章において刑法学と社会福祉学の間、こうした「結び付き」に関する差異を論じる。

以上を踏まえ、次章から「刑事司法と福祉の連携」をもとに、高齢者・障害者領域のスペシフィックソーシャルワークに向けた教育体系を検討する。

第4章 再犯防止教育のありか —資格者養成—

さて、「刑事司法と福祉の連携」が求められる背景には、「司法と支援が交差する領域で働く専門職の養成…は、それほど盛んであるとはいえない…とくに、ソーシャルワーク領域における教育は立ち遅れている」（水藤2020: 25）という状況がある。そして前章の日本学術会議により「分化の前提ないし基盤となる共通部分」（日本学術会議2011: 16）とされる、ジェネリックソーシャルワークの実践者に社会福祉士をあてれば、**図1～図3**の四角囲みのソーシャルワークは社会福祉士に読み換えられるだろう。よって、新カリキュラムで「刑事司法と福祉」が必修化されるのは時宜にかなっていると傍目には思われる。しかし、それでは問題が残るのである。

理由は、国家資格とは国が施策の推進に必要な人材を、試験による知識の確認のうけ付与するものだからである。社会福祉士の資格教育よりソーシャルワーク教育は広く、さらに社会福祉教育がそれらより広いこと（小山2020: 13）は衆目の一致をみよう。新カリキュラムはソーシャルワーク教育の一部なのである。したがって、児島（1972: 63）による「現代社会に…必要なことは批判の学、抵抗の学としての社会福祉論の構築である。国民のいのちと生活を守る立場から社会福祉論を再構築しなければならないと思う。これは当然、政策側の社会福祉の考え方と対峙する」の言葉に表象されるように、「刑事司法と福祉の連携」を無批判に資格教育のなかにとどめれば、国家の秩序政策の遂行者として社会福祉士

が一ひいてはソーシャルワーカーが—飲み込まれていくのは想像に難くない。

もちろん、「支援の『結果として』再犯に至ることがなくなれば理想的だが、現実には周囲は再犯防止という『わかりやすい』結果を求めてしまいがち」なため、『再犯防止を目指してはならない』ということは強調し過ぎることはない」（治療的司法研究会2018: 413）のである。いわば、再犯防止は“結果であって目的ではない”とするのが社会福祉学のスタンス、つまり「福祉の独立性」の現れだと筆者は考える。そこで、資格教育への依存を排してソーシャルワーク教育・社会福祉教育に移る前に、「再犯防止を目指してはならない」という一見矛盾した概念を整理しておく。

さて、再犯防止概念は本人支援と社会防衛の両者を内包し、用い方によっては前者から後者へ容易に視点が転換しうる（土井2014: 67）なかで、刑事司法と福祉の間のパワーバランスが懸念される。そうした繊細な、「刑事司法と福祉の連携」を進める重要な原動力として「日本で唯一の刑事司法ソーシャルワークの専門機関」（掛川2020: 69）と評される地域生活定着支援センター（以下、センター）が存在する。センターは、福祉的な支援を要する矯正施設退所者を、退所後直ちにサービス等につなげる地域生活定着促進事業を行っている。

留意すべきは、センターの運営母体がもっぱら社会福祉法人をはじめとする民間団体だという事実である。この特性により、社会福祉士が（公務員でなくとも）「罪を犯した障害者等の支援にかかわる可能性が大きく広がった」（齋藤2019: 24）。ゆえにセンターは、国による「刑事司法システムの外部に存在し…保護観察所から独立して直接的な監督や指示命令を受ける関係になく、あくまでも対等な連携先」（水藤2016: 50）として、「福祉の独立性」を具現しているようにみえる。この点へのソーシャルワーク教育・社会福祉教育を通じた注目が望まれる。

理由として、わが国の刑事司法における社会内処遇は、長く官民の協働態勢で成り立ってきた経緯があげられる。センターは官民の「民」である立場を明確に意識すべきであろう。つまり、いわゆる保護司、更生保護施設、協力雇用主、更生保護女性会といった「民」による更生支援に対し、国家すなわち「官」が再犯リスク管理を強化することで…制度全体の効力が増す(小長井2014: 104)のである。ソーシャルワーク教育・社会福祉教育においては、「再犯リスク管理が国の責務であることをあらためて強調」(小長井2014: 104)してよいと思われる。

なぜなら、センター事業のおもな財源は生活困窮者就労準備支援事業費等補助金交付要綱に基づく補助金として、調整実績によって傾斜配分されている。全国21ヵ所のセンターを調査した河野ら(2019: 30)は、「補助金事業の不安定性に起因する運営上の諸問題、とくに支援者の確保・育成がままならず、将来を見据えた事業展開が困難である現状」を報告している。こうしたなかでセンターが、再犯防止という刑事司法サイドの役割も果たそうと無理をしたのでは、クライアントとの信頼関係が壊れる危険性もあり本末転倒だからである。社会福祉士は再犯防止にまつわる監視要素を控え、対象者の個性性を重んじる福祉の本来業務に注力すべきであろう。では、次にソーシャルワーク教育・社会福祉教育に移る。

第5章 再犯防止教育のありか

—スペシフィックソーシャルワーク—

「現在先進主要国の刑事政策は『社会政策を志向した刑事政策』と言われるほど、社会政策や地域福祉との連携を強めている」(小長井2018: 28)とされる。他方、わが国では先述(第2章)のように『福祉』の領域が、非行・犯罪のあるものを自らの支援対象から除外してきた歴史的経緯があった。そもそも、2009年4月よりカリキュラム化された「更生保護制度」の導入時から、ソーシャルワーク教育・

社会福祉教育は、前記(第4章)の「政策側の社会福祉の考え方」(児島1972: 63)の後手に回っていた。

というのも導入に際しては社会福祉士側からというより、むしろ累犯障害者・高齢者の増加とその地域処遇に迫られて、とりわけセンターへの福祉職の配置の必要に合わせて、行政サイドの主導で進められた可能性が認められるのである。そこで次に、「更生保護制度」導入時の福祉サイドの立場を振り返り、再犯防止概念がスペシフィックソーシャルワーク教育の範疇にはおさまりにくいことを論じる。

まず齋藤(2019: 22-24)によると、2006年から2007年の養成カリキュラムの審議過程からは、「司法領域のソーシャルワークは…職域として認知はされているもののそれほど重視されておらず」「社会福祉士の活躍が期待される分野に司法領域は含まれていない」ことが示され、福祉サイドに『更生保護制度』の設置につながる要因が見当たらなかったという。対して行政サイドからは、「地域生活定着促進事業が実施されるまでに…法務省と厚生労働省が相互に積極的な連携を志向し…『更生保護制度』設置に影響」したのである²⁾。

これを証するように、日本社会福祉士会(2009: 1-2, 150)による「刑罰者の再犯防止等司法領域における社会福祉士の活動の可能性についての基礎研究事業」報告書では、「司法と福祉との連携に関して…『罪を犯した障がい者の地域生活支援に関する研究』…による、まさにパイオニアともいべきすぐれた実践」と率直に時間差²⁾を認め、加えて「履修科目に『更生保護制度』が新設されたことを踏まえれば、社会福祉士は今後、非行・犯罪のあるものの更生支援の一翼を担うことが期待されている」と、自らの関与を第三者的な受け身表現にとどめている。

引き換えのように「更生保護制度」の導入時には、更生保護施設が新たに実習指定先に加えられた。あわせて同施設の補導主任、指導員や保護観察官らが実習免除にあたる実務経験に指定されるなど、「更

生保護領域がソーシャルワーク実践の現場として認知されるようになった」(中村2016: 12)。しかし、当の更生保護施設への調査からは「社会福祉との連携による解決・改善への評価は必ずしも高くない」「更生保護の本質的な人格陶冶や改善更生に対する指導が、社会福祉によるサービス提供によって安易に解決しえない」(浜井2013: 61)との反応が寄せられている。さらに、カリキュラム施行後には教員の側も『法律中心で難しい科目』という苦手意識が決して少なくない(三浦2017: 291)のである。

いわば、資格教育科目の新設に対する福祉サイドの受動性と、実践および教育の場の困惑が照らし出される。これらが、「刑事司法と福祉の連携」下におけるスペシフィックソーシャルワークの実態の一部なのである。よって、高齢者・障害者といった領域ごとのソーシャルワーク教育のなかに、社会福祉士養成教育とは別に再犯防止概念を組み込むのは荷が重い可能性がある。

逆に刑法学の立場からみるなら、実践面において図3に示される「法曹・刑務官らによるソーシャルワーク機能」に関して、「バリアフリー化」「嚙下が困難な者に軟食や刻み食」「地域の気候、建物の構造等の施設の実情や、個々の高齢受刑者の心身の状況を踏まえて」(中川2019: 45)、「地方公共団体や民間団体等と刑事司法関係機関が分野を超えて連携」(中川2020: 32)といった法務省矯正局成人矯正課長による言説からは、高齢者領域のミクロの視点における刑務官とソーシャルワーカーの間のソーシャルワーク機能の近縁性が感じられる。

上記のスペシフィックソーシャルワーク教育の状況を振り返れば、この近縁性が「刑事司法と福祉の連携」におけるソーシャルワーク側からの浸透とは言えまい。なぜなら、治安維持を責務とする者の行動規範が、他職種との連携によって短期間のうちに変質するなら、それは犯罪と再犯の防止という目的に鑑み不安材料となりかねないからである。したがっ

て、この近縁性はジェネリックソーシャルワークで確認された「ソーシャルワーカーによるソーシャルワーク機能」が、公共政策の指針のもとでソーシャルポリシーを介し、秩序政策に遡及した(図3: 右向き矢印)とする解釈が可能である。

第6章 再犯防止教育のありか

—ジェネリックソーシャルワーカー—

やはり、社会福祉士養成カリキュラムを超えたジェネリックなソーシャルワーク教育を通して、政策との対立概念を内包した再犯防止にかかわる社会福祉学の特性が講じられるべきであろう。こうした教育上の課題(立ち止まり、見まわすべき曲がり角)を、「刑事司法と福祉の連携」は浮かび上がらせている。その背景には、第1章の「国家資格化によって…ソーシャルアクションや社会改革への提言が…軽視」(黒木ら2004: 185)されてきた状況がある。筆者は、この種の教育上の役割をソーシャルワーク職能団体が担うことが望ましいと考える。以下にそのわけを、ソーシャルアクションの側面から論じたい。

ソーシャルアクションに関するわが国の状況を、室田(2017: 30)はフォレット(Mary Parker Follet)による整理をもとに、パワー・ウィズとパワー・オーバーに分けて「近年の日本の社会福祉には、パワー・オーバーの力関係に関与する実践を説明する言葉すら存在しない」とみる。そしてソーシャルワーカーを雇用する予算の大半が公的な財源であることから「パワー・オーバーの実践が馴染まない理由」として、「政府とソーシャルワーカー(およびその所属機関)の関係性を悪化させる」を第一にあげている。

よって、社会変革まで(グローバル定義)を志向するからといって、個々のソーシャルワーカーの自覚や努力をただ要請するのは生産的ではないだろう。この点、室田(2017: 30-31)は続けて「直接的なアクションを伴う実践ではなく、水面下の交渉の方がより効果的と言える…ソーシャルワーカーは水面

下でパワー・オーバーの実践を行っているが、それが表立って取り上げられないことがないという評価を下すこともできる」と分析している。

いわば、ソーシャルアクションに関しては海外における歴史的な意味と、わが国における昨今のそれとは（室田の言葉を借りれば）“異質”な内容なのである。福祉の社会復帰支援か、再犯防止と社会防衛かという第1章のデリケートな「刑事司法と福祉の連携」は、批判の学・抵抗の学（児島1972: 63）としての対立概念には直ちに落とせないのもであって、まず両者の接点を増やし異同の理解を育まねばならない。これに関して、柏木（2019: 142-143）は日本精神保健福祉士協会会長（当時）の立場から、「パワー・オーバーの実践は行政や所属機関との軋轢を生む。職能団体は完全にそれから自由だとは言いがたいにしても、団体に質量とも力量があれば個々のソーシャルワーカーのソーシャルアクションの展開を支えることが可能」と述べる。つまり、職能団体による再犯防止教育上の役割に期待が寄せられるのである。

実際に、日本社会福祉士会（2009: 150）が「歴史的経緯」を省察した2009年3月には、同年同月に神奈川県社会福祉士会が「『罪を犯した障害者・高齢者』の社会内処遇を支援する地域生活定着支援事業に積極的に取り組むこと」を重点事項にあげ、自らが保護観察官や刑務官から「司法の仕組み」を教わり、さらに弁護士から「『障害者や高齢者の犯罪』の背景」を学んで県内の支部ごとの学習会などにつなげている（山下2011: 22-23）。

翌年、その日本社会福祉士会（2010: 1）も「更生保護等司法領域での実践…についての経験が浅い…。引き続き、各職場で実施される研修とは異なる職能団体として地域で様々な職種・機関等と連携し、よりよい実践が展開できるよう必要な研修の企画に取り組んでいきたい」と述べて「司法と福祉の連携等を担い、刑余者が地域で自立した生活を営めるよう支援できる社会福祉士を養成する研修事業等」を行っ

ている。

さらに三木ら（2018: 7）は東京社会福祉士会・東京精神保健福祉士協会による、全国に先駆けた弁護士会と職能団体によるネットワークの構築を報告し、そのなかで司法福祉委員会を置いて2017年度までに「公開講座」「社会福祉士対象の連続講座（5回）」「上級・養成研修として2日、スキルアップ研修を1日」、それぞれ開催したとしている。同会のホームページによると、2021年3月に「2020年度司法福祉公開講座」がコロナ禍のなかにも催行され、継続的な活動がうかがえる（東京社会福祉士会2021）。

資格教育を担う側である日本ソーシャルワーク教育学校連盟（2018: 38）も、「更生保護出張講座」を法務省や各地の保護観察所と連携のうえ連盟の会員校等を対象に年間を通じて展開し、2015年度にはのべ188回の実施、11,259人の学生等の参加を数えたという。ジェネリックソーシャルワークは領域・機能を問わず基盤となる概念であるため、これらのような刑事司法と福祉を橋渡しする職能団体の活動は、社会福祉士・精神保健福祉士といった資格種別をも超えた取り組みとして、今後のさらなる発展が望まれよう。

第7章 再犯防止教育のありか

—ソーシャルポリシー—

ここまで行政サイドからの刑事司法のシステムに則った、社会福祉士による再犯防止活動への過度の傾倒に注意を喚起しつつ、ジェネリックソーシャルワーク教育の方向性を論じてきた。なお、更生保護法の制定過程で対象として想定されたのは一頭書のように一 高齢者や知的障害者、なかでも万引きや無銭飲食といった相対的に軽微な罪過の累犯であった。よって、再犯防止概念における施設内処遇から社会内処遇への移行は自然な流れといえよう。

ただし、この種の「本人中心主義」とも取れる姿勢からは、「家族支援、地域への配慮がおろそかに

なるというリスクが生じる」(生島2018: 37)可能性がある。そのような、政策とは別種の対立概念を乗り越える教育もまた社会福祉学に求められ、これがひいては「ソーシャルワーカーによるソーシャルワーク機能」の明確化へ寄与するに違いない。

そうしたなか、国家と加害者(刑事)、加害者と被害者(民事)という二者関係の並列に対して、被害者・加害者・コミュニティの三者関係に注目する「修復的司法」が、福祉サイドで論じられるようになった。刑事を公的な国家レベル、民事を私的な当事者レベルの紛争解決とみて、その中間に位置付けられる一種の「公的」な紛争解決だが、「公的」の中身は国家ではなくあくまでコミュニティ(高橋2004: 21)なのである。

すなわち、利用が中心となる「制度」—例えば更生保護制度やセンターによる高齢者・障害者への特別調整—にとどまらない、社会問題を解明し未来を切り開く、「政策」にかかわる視座をあわせ持つソーシャルポリシーへの着眼の一つとして、この修復的司法があげられると筆者は考える。

修復的司法の関心事は刑事より民事に近く、現実生じた「害」の回復にある。もちろん、それぞれが敵対的な当事者のままであれば民事上の和解に類した関係にとどまり、妥協はあっても対立状況に変化がない。しかし、修復的司法は対話を通して対立概念そのものの克服(前原2004: 53)を目指す。いわば、「地域社会が犯罪の原因と犯罪者の社会復帰を『みんな』の問題として捉え、議論し、行動することによって、犯罪を公共的課題として処理」(石塚2009: 129)する試みなのである。

刑事司法の側にも動きがある。「厳罰から治療的あるいは教育的処遇へ」(芹沢2019: 53)さらには「刑罰を回避しつつ再犯を防止して被告人の人間性を回復させ社会性を取り戻させる」といったメッセージを発する「まったく新たな刑事司法の思想的潮流」(治療的司法研究会2018: 342-343)とされる「治

療的司法」が、おもに法曹の立場から提唱されるようになった。1970年代にアメリカで生まれ、「司法手続きのなかでの単なる法的解決や紛争解決にとどまらず、紛争や犯罪の原因となった問題の本質的な解決に向けて、必要とされる福祉的支援や医療・その他のサポートを提供する司法観」(治療的司法研究会2018: i)とも評される概念である。

これを社会福祉学の立場から解釈すれば、ソーシャルポリシーから秩序政策を通して現れた「刑務官によるソーシャルワーク機能」(図3: 右向き矢印)、次いで秩序政策からソーシャルポリシーを通してソーシャルワーカーに現れた「修復的司法」(左向き矢印)、再び戻って法曹に現れた「治療的司法」(右向き矢印: 「法曹によるソーシャルワーク機能」という、公共政策の要請のもと刑法学との間に現れた、社会政策と秩序政策の相互作用と(時間的な前後は検討の余地が残るも)みなせる可能性がある。

治療的司法の有識者からは『「修復的司法」』との関係についても議論(治療的司法研究会2018: 39)する必要性が述べられ、刑事司法と福祉の接点(第6章)としての意義を深めていく端緒になると思われる。そのような修復的司法と治療的司法といった近接概念の対比による再犯防止教育の深化は、(ソーシャルワークに制度・政策面から向き合う)ソーシャルポリシーへの着眼にふさわしい。

「水と油」という単純な見方ではない再犯防止に対する刑事司法と福祉の異同の理解が、お互いを尊重し合う独立性の基盤となり得るであろう。

第8章 ソーシャルワークとソーシャルポリシーの「結び付き」が社会福祉学を創る

ここまで社会福祉学における再犯防止の教育面において、資格者養成カリキュラムを補うジェネリックソーシャルワークと、ソーシャルポリシー双方への着眼が重要であると論じてきた。しかし、図1と

図3の“コア”にはまだ言及できていない。

よしんば“コア”として福祉経営学に代わる要素を構想するにせよ、本稿でそれを政策側に含めたように、政策ないし技術のいずれかへ配分できてしまう可能性がある。よって、この「結び付き方」(古川2001: 91)に関しては、異なる角度からの把握が試みられてよいと思われる。

まず勘案されるのは批判の学・抵抗の学(児島1972: 63)、すなわち個人の生活支援・自己実現から、社会の統合発展・変革まで目指すなかで幾多の対立概念に向き合わねばならず、そうした葛藤への弁証法的模索が“コア”に現れるという解釈かもしれない。しかしわが国においては、直接的アクションより水面下の交渉が先んじるという“異質”さに本稿は言及し(第6章)、とくに「刑事司法と福祉の連携」に関する職能団体への期待にふれた。言葉を足せば、“本人や家族等の状況に応じて内容や支給量が調整(第3章) されない” 典型と思われる医療や教育分野のサービスに関して、超高額な先進医療の保険適応・資源配分、あるいは「特別の教科 道徳」の導入における政治的判断など公共政策にかかわる対立概念が内包されており、軽重は別として葛藤は社会福祉の場に限らないのである。

そこで、筆者は「刑法学において、社会福祉学の“コア”に相当した『結び付き』に関する議論がみられない」(第3章)という点に注目する。このことを説明するため図3に戻る。第7章における「修復的司法」は、司法という言葉で表されるように秩序政策を起点とし、ソーシャルポリシーを通してソーシャルワークに遡及した(左向き矢印)と解釈できる可能性がある。しかし刑務官の場合(第5章)と同様に、ソーシャルワーカーの行動規範が秩序政策の影響によって短期間のうちに変質するなら、それはクライアントのウェルビーイングを目指すという理念に鑑み不安材料となりかねない。

ゆえに社会福祉学においては、秩序政策からソー

シャルポリシーに持ち込まれた再犯防止概念と、ジェネリックソーシャルワークにおける社会復帰支援との間で、個人の幸福と社会の発展のすり合わせが行われる。これが政策相互のつながりを勘案のうえ対立概念を進化させた、社会福祉学における「結び付き」(古川2001: 91)ではないだろうか。第6章で取り上げたソーシャルアクションにおける“異質”さは、この対立概念からすり合わせへの展開の側面と筆者は考える。この過程が刑法学には社会福祉学より目立たないのである。そのわけを述べれば、クライアントをクライアントと認める期間・対象の違いであろう(第3章「社会福祉学の独特さ」)。

例えば、医療の直接対象者は傷病者妊産褥婦であり(期間は多くの場合有限)、教育における期間は(最短で)義務教育である(対象はすべての人)。つまり医療はそうした状況にある間、教育は当該時期にある間に専門職のかかわりは限られる。再犯防止に関しては、対象とともに一受刑中に絞るなら一期間にも限定がある。一方で社会福祉は期間・対象とも相対的に広く、期間は日々の生活からクライアントの人生(場合によっては生涯を通して)まで、対象はアウトリーチさへ旨とする。

よって、特定の期間・対象であれば避けられる/みえにくくできる個人と社会の軋轢も、社会福祉学は視野に入れ、クライアントに即して・時勢の動向に応じて試行錯誤せざるを得ない。それゆえの流動的な「結び付き」だと筆者は考える。逆に、刑法学における「他職種者によるソーシャルワーク機能」

(第2章)の作用は期間として受刑中(入口支援・出口支援を含む)、対象として刑余者に絞られる分、「『結び付き』に関する議論」の必要性が社会福祉学より緩和されているといえよう。よって、対象特定 and 時間横断的には近縁性(第5章)があっても、対象広汎 or 時間縦断的には異なる。これが「ソーシャルワーカーによるソーシャルワーク機能」との違い(第2章の問いに対する答え)なのである。

もっと言えば、「ソーシャルワーカーによるソーシャルワーク機能」は特定対象の特定時点における正しい姿があっても、その姿は随時変わり得る。このような柔軟／不確定な形態は、「刑務官によるソーシャルワーク機能」においては好ましくないに違いない。こうした流動的な緩衝地帯である「結び付き」（対立概念→すり合わせ）を社会福祉学は好む・好まないにかかわりなく取り入れざるを得ず、刑法学は同じように排さざるを得ないのである。

以上、本稿では「刑事司法と福祉の連携」に関する養成カリキュラム内の拡充に臨み、「ソーシャルワーカーによるソーシャルワーク機能」の明確化と「福祉の独立性」への注目につき論じてきた。刑事司法が公平性を重んじるのに対し、福祉は個別性を大切にす。双方の間に優劣はなく、別々の役割を期待された結果生じている隔たりにすぎないといえよう。2021年度からの新カリキュラムは、刑事司法と福祉の異同の理解が、各々の独立性に基づき果たされてこそ連携としての実を結ぶことを意識させた。

そして両者の連携は、社会福祉士養成教育の枠を超えたジェネリックソーシャルワーク教育の重要性、職能団体への期待、ソーシャルポリシーへの着眼といったソーシャルワーク教育・社会福祉教育の再確認を促す、曲がり角に立つ里程碑の役目を果たしていた。さらに、これらを明確にするため社会福祉学の全体構造を示し、刑法学をそのなかに位置付けて学問的基盤を考察する契機になった。

筆者も引き続き、刑事司法と福祉の的確な相互理解と連携の実現に向けて、微力ながら努力を重ねるべく心を新たにしている。

謝辞

研究の遂行にあたり、日本学術振興会 科学研究費補助金基盤研究B(課題番号: 20H01596、研究代表者: 大西次郎)からの助成を受けた。記して深謝する。

注

- 1) ジェネリックソーシャルワークには、文中のイギリスでおもに用いられる概念である、スペシフィックに対する基盤、すなわちソーシャルワーカーが共有すべき価値や技術という側面のほかに、アメリカでおもに用いられる、領域や機能を特定せず包括的に、かつ多様な手段を用いてコミュニティなどで展開される支援という側面の2つ(福島2014: 36)がある。日本学術会議 社会学委員会が示す2008年、2011年のいずれの図のなかでも、社会福祉士は基盤としてのジェネリックのみにとどまらず、一部をL字型にスペシフィックに延ばしてコミュニティソーシャルワーカーなどへの展開をみせており、ジェネリックの2側面に配慮する形となっている。
- 2) 2005年6月に「契約になじまない障害者等の法的整備のあり方検討会」が法務省と厚生労働省の職員の参加のもと立ち上がり、過去、こうした問題について法務省と厚生労働省の間には全く情報の共有がなかった状態から議論を重ね、2006年6月に同検討会の取り組みが「罪を犯した障がい者の地域生活支援に関する研究」として厚生労働省の正式な研究事業になった。

文献

- 土井政和(2014)「刑事司法と福祉の連携をめぐる今日的課題」『犯罪社会学研究』39, 67-81.
- 福島喜代子(2014)「ジェネラリスト・ソーシャルワーク教育の今後—海外の研究動向から示唆されるもの—」『ソーシャルワーク研究』40, 34-45.
- 古川孝順(1994)『社会福祉学序説』有斐閣.
- 古川孝順(2001)「社会福祉学研究的曲がり角」『社会福祉研究』82, 82-91.
- 古川孝順(2004)「社会福祉学研究法とソーシャルワーク研究法」『ソーシャルワーク研究』29, 254-261.
- 浜井浩一(2013)「企画の趣旨に代えて—浜井班研

- 究の概要と政策提言」『龍谷大学矯正・保護総合センター研究年報』3, 50-69.
- 星野信也 (2002) 「社会福祉学の失われた半世紀 — 国際標準化を求めて—」『社会福祉研究』83, 70-75.
- 今福章二, 寺西里恵, 柴田純子, 金子宏明, 山田真紀子 (2018) 「犯罪に関わった人等を支援する現場からの発信」『精神保健福祉』49, 259-269.
- 石塚伸一 (2009) 「刑事政策における社会的包摂の意義と課題」『犯罪からの社会復帰とソーシャル・インクルージョン』日本犯罪学会編, 現代人文社.
- 岩崎晋也 (2008) 「社会福祉理論・思想部門 (2007年度学界回顧と展望)」『社会福祉学』49(3), 122-134.
- 岩田正美, 松井二郎, 栃本一三郎, 山崎美貴子 (2003) 「社会福祉学・社会福祉教育を今見直す一本誌『特別企画論文』を読んで—」『社会福祉研究』86, 54-69.
- 掛川直之 (2017) 「福祉と刑事司法との連携が生み出す新たな排除 — 社会復帰支援のパラドクス—」『関西都市学研究』1, 9-17.
- 掛川直之 (2020) 『犯罪からの社会復帰を問いなおす — 地域共生社会におけるソーシャルワークのかたち—』旬報社.
- 柏木一恵 (2019) 「ソーシャルワーカーはなぜひとつになれないのか」『ソーシャルワーカー — 身近を革命する人たち—』井手英策, 柏木一恵, 加藤忠相, 中島康晴・著, ちくま新書.
- 河野 喬, 道下 整, 工藤隆治 (2019) 「刑事司法ソーシャルワークの支援体制に関する質的研究 — 地域生活定着支援センター管理者調査の分析—」『地域福祉サイエンス』6, 23-31.
- 児島美都子 (1972) 「医療社会事業の問題点 — 今日の医療をめぐる状況の中で—」『社会福祉学』13, 50-65.
- 小長井賀與 (2014) 「犯罪者の再統合とコミュニティ — 著者より—」『犯罪社会学研究』39, 103-105.
- 小長井賀與 (2018) 「罪を犯した人の地域社会への再統合 — 司法と福祉の連携の課題と展望—」『社会福祉研究』131, 22-29.
- 小山聡子 (2020) 「ソーシャルワークにおける『資格』と『機能』の両立とジレンマ — ソーシャルワーク教育の『場』からの考察—」『社会福祉研究』138, 11-24.
- 空閑浩人 (2021) 「新たな時代に求められるソーシャルワーク教育 — 『社会福祉学』を基盤に行動するソーシャルワーカーの養成を目指して—」『ソーシャルワーク研究』47, 5-15.
- 黒木保博, 永岡正己, 山縣文治, 牧里每治 (2004) 「日本の社会福祉 — 研究力と実践力を問う—」『社会福祉研究』90, 180-194.
- 京極高宣 (1990) 「福祉臨床学と福祉経営学の可能性」『社会福祉の開発と改革』日本社会事業大学・編, 中央法規.
- 前原宏一 (2004) 「犯罪・非行に対する国家の責任 — 紛争・対立の規範中心的な権力的平定から害中心的な討議的解消へ—」『法律時報』76(8), 51-56.
- 三木良子, 浅沼太郎 (2018) 「刑事事件に関与した障害者への『入り口支援』の現状と課題 — 東京における弁護士会と社会福祉職能団体の連携実践を通して—」『帝京科学大学紀要』14, 1-8.
- 三浦恵子 (2017) 「現代社会を『関係性』という観点から考える — 更生保護制度とは何か—」『対人援助学マガジン』8(2)/30, 289-296.
- 水藤昌彦 (2015) 「刑事司法と福祉の連携による犯罪行為者への対応 — これまでの展開と今後に向けての課題—」『精神保健福祉』46, 274-279.
- 水藤昌彦 (2016) 「近年の刑事司法と福祉の連携にみるリスクとセキュリティ — 福祉機関が『司法化』するメカニズム—」『犯罪社会学研究』41, 47-61.

- 水藤昌彦 (2020) 「司法と支援の連携 ―国際比較と地域での回復支援の観点から―」『法と心理』18(1), 21-28.
- 室田信一 (2017) 「社会福祉におけるソーシャルアクションの位置づけ」『社会福祉研究』129, 23-32.
- 中川忠昭 (2019) 「刑事施設における高齢受刑者に対する再犯防止のための取組について」『法律のひろば』72(1), 44-52.
- 中川忠昭 (2020) 「高齢受刑者の矯正処遇の現状と課題」『法律時報』92(2), 26-32.
- 中村秀郷 (2016) 「更生保護領域のソーシャルワーク実践の困難性に関する一考察 ―刑務所出所者等の社会内処遇の困難性―」『社会福祉士』23, 12-19.
- 中山研一 (2010) 『刑法入門 第3版』成文堂.
- 日本学術会議 社会学委員会 (2008) 「近未来の社会福祉教育のあり方について」<http://www.scj.go.jp/ja/info/kohyo/pdf/kohyo-20-t59-1.pdf>.
- 日本学術会議 社会学委員会 (2011) 「福祉職・介護職の専門性の向上と社会的待遇の改善に向けて」<http://www.scj.go.jp/ja/info/kohyo/pdf/kohyo-21-t133-3.pdf>.
- 日本ソーシャルワーク教育学校連盟 (2018) 「更生保護とソーシャルワークの連携深化を目指して」『更生保護』69(1), 36-39.
- 日本社会福祉士会 (2009) 「刑余者の再犯防止等司法領域における社会福祉士の活動の可能性についての基礎研究事業報告書」<https://www.jacsw.or.jp/citizens/josei/documents/2008/keiyo.pdf>.
- 日本社会福祉士会 (2010) 「更生保護等司法と福祉との連携を担う社会福祉士の養成事業報告書」<https://www.jacsw.or.jp/citizens/josei/documents/2009/kouseihogo.pdf>.
- 大西次郎 (2017) 「原論研究停滞期におけるソーシャルワーク実践の科学化 ―社会福祉の全体構造―」『地域ケアリング』19(9), 68-72.
- 齋藤史彦 (2019) 「現行の社会福祉士養成カリキュラムにおける更生保護制度導入の背景に関する一考察 ―厚生労働省社会保障審議会福祉部会の資料を中心に―」『法学教育研究会誌』3・4, 14-28.
- 白澤政和, 田村綾子, 岡田まり, 原田正樹 (2019) 「社会福祉士・精神保健福祉士養成課程の見直しとこれからのソーシャルワーカーに求められるものとは」『月刊福祉』102(11), 14-23.
- 生島 浩 (2018) 「社会福祉と刑事司法との連携 ―見えてきた課題と今後の展望―」『社会福祉研究』131, 30-37.
- 杉野昭博 (2011) 「社会福祉学とは何か」『社会福祉学』平岡公一, 杉野昭博, 所 道彦, 鎮目真人・著, 有斐閣.
- 高橋則夫 (2004) 「犯罪・非行に対する修復責任の可能性」『法律時報』76(8), 21-26.
- 武川正吾 (2011) 『新版 福祉社会 ―包摂の社会政策―』有斐閣.
- 治療的司法研究会 (2018) 『治療的司法の実践 ―更生を見据えた刑事弁護のために―』指宿 信・監, 第一法規.
- 東京社会福祉士会 司法福祉委員会 (2021) 「2020年度司法福祉公開講座」<http://www.tokyo-csw.org/content/topLinks/oshirase/02center/2021/0112.html>.
- 山下 康 (2011) 「神奈川県地域生活定着支援センターの現状と課題 ―職能団体としての特徴を生かして―」『ノーマライゼーション』31(4), 22-25.
- 米本秀仁 (2000) 「ソーシャルワーク・アイデンティティの形成と社会福祉系大学の責任」『ソーシャルワーク研究』25, 341-346.